# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の４の８第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年11月14日 |
| 【会社名】 | 日本精鉱株式会社 |
| 【英訳名】 | NIHON SEIKO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　渡邉　理史 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区下宮比町３番２号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 日本精鉱株式会社　大阪営業所<br>（大阪府大阪市西区江戸堀１丁目２番11号　大同生命南館）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

（注）上記の当社大阪営業所は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡邉理史は、当社の第124期第２四半期（自平成30年７月１日　至平成30年９月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。